



Title	北野作文考
Author(s)	後藤, 昭雄
Citation	語文. 1991, 56, p. 1-9
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/68825
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

北野作文考

後 藤 昭 雄

一

菅原道真を祀る北野天満宮を場として創り出された文学としては、いうまでもなく連歌が周知のものであるが、それに先立って和歌が作られており、さらに遡つては漢詩文があつた。

北野聖廟を場として作られた文学としてその最初に位置する漢詩文の、定着と展開の様相をたどつてみたい。

なお、私は以前に、平安朝漢文学における、創作の場としての寺院の存在の看過しがたいことを述べた。⁽¹⁾そのことは、例えば『本朝無題詩』を繙いてみれば直ちに納得されるであろう。その時には寺院としたが、目配りが足りなかつた。この北野聖廟も、そうした詩作の場として機能した寺社の一つである。本稿は、寺社のそのような役割を跡づけようとする作業の一環でもある。

二

以下、時代を追つてたどつていこう。

北野作文の濫觴をなすのは寛和二年（九八六）七月二十日の慶滋保胤の「養菅丞相廟願文」（『本朝文粹』卷十三）である。次のようにいう。

私は先に榮達名声を神仏に祈願したことがあつた。

其の一の願ひに曰はく、天満天神の廟に就いて、文士を会し詩篇を献ぜむと。其の天神の、文道の祖、詩境の主爲るを以つてなり。

すなわち、もし所願が成就したならば、文道の祖たる北野聖廟に文人を会し、詩篇を奉献しようと思つた。祈願のかいあつて対策を遂げ、官途にも就いた。しかし暮年に至つて出家し、老沙弥となつた今は作文の会を主宰して報いるにも由なく、むしろ『法華経』の講筵をこそ靈前に開きたいと思う。

ここに、実際の挙行には至らなかつたものの、北野天神の廟前に作文会を行おうとしたことが述べられている。

この願文に、「天神の文道の祖、詩境の主爲るを以つてなり」と明言されているように、北野廟における作文は、道真を文学の神とする思潮の確立と共に始まつたものと考えられる。

保胤が願文を書いた寛和二年七月に一条天皇の治政は始まるが、この一条朝は、道真の復権、神格化に一時期を画した時代である。

すなわち永延元年（九八七）八月、初めて天皇によって北野社の祭礼が行われ、奉幣がなされた。ここに北野は勅祭の社に列することとなった。道真に対する贈官もあり、正暦四年（九九三）の五月に正一位左大臣が、同年閏十月には太政大臣が追贈された。また寛弘元年（一〇〇四）十月には天皇の北野行幸が挙行されるに至る。

この一条朝に北野聖廟における作文が定着したようである。

『小記目録』第十五諸社の永延元年（九八七）七月九日条に、
撰政詣北野廟、令三詩人作文和歌二事。

の記事がある。撰政は藤原兼家。この時のこととして『続古事談』巻四に次のような話柄が書きとどめられている。

一条院ノ御時、六月晦日ニ、風吹雷オドロオドロシクナリケル
ホドニ、母后ノ御方ニ藤原侍トイフ人ニ、北野天神ツキタマヒ
テノタマヒケル、我家ヤブレタリ、修理セラルベシ。又撰政、
上達部ヒキグシテ賀茂ニマウデテ十列、音楽タテマツラル、ウ
ラヤマシキヨシ託宣アリテ、歌ヲヨミ給ケル。……、ソノノチ
撰政、人々ヲグシテ北野ニマウデテ作文和歌アリケルトゾ。

ただし、この時の作文については他に資料がなく、詳しくはわからない。

一条朝において、もう一度北野廟で作文会が行われている。「九月尽日待北野廟」各分二字の題で詩宴が行われ、高階積善が序を草し、その詩序および藤原為時、源孝道の詩が『本朝麗藻』巻下に、大江匡衡の詩が『江吏部集』巻中に収められている。詩序の記述によれば、この日の作文は道真の「四葉の孫」に当たる菅原輔

正の主宰するものであった。ここでも孝道の詩に、「靈廟は本より風月の主為り」の文字がある。

この北野作文が行われたのはいつなのか。上記の詩文には明記されていないが、為時の詩に、

非香玄孫成盛集

香に玄孫の盛集を成すのみに非ず

九重天子促金鸞

九重の天子金鸞を促す

とある。すなわち天皇の行幸があつたことが知られるが、これを手がかりに尋ねると、前述の寛弘元年（一〇〇四）であろうと考えられる。その年十月二十一日に北野への行幸が行われている（『日本紀略』）。なお、この年は閏九月があり、九月尽日から十月の行幸まで、やや隔りがあるようにも思われるが、閏九月十三日には行幸点地も行われていて（『日本紀略』）、九月尽日の作文の頃、予定された行幸のことがすでに知られていたと考えてよいであろう。

後冷泉朝の永承五年（一〇五〇）五月、『法華経』供養とその講説、それに伴う作文が北野で行われた。

東大寺図書館に『願文集』一卷が収蔵されているが、その巻首に詩巻の断簡を収載し、十二首の詩が書かれている。作者は紀頼任、藤原為道、橘孝親、菅原定義、大江広経、藤原義綱、橘俊成、源資宗、菅原清房、紀明輔、菅原是綱である。これらの詩は、たとえば、
菅原是綱の詩、

妙法経王何処講

妙法の経王何処にか講ずる

洛陽城北廟門中

洛陽城の北廟門の中

寄言今日佳遊客

言を寄す今日の佳遊の客

争戴神恩伝祖風

争か神恩を戴きて祖風を伝へむ

がよく作文の場の性格を語っているが、北野廟で行われた『法華

經」講説の席で賦されたものである。

この法筵の時はいつか。十一人の作者に冠せられた位官の記載を手がかりとして尋ねると、永承三年（一〇四八）以降、同五年以前という範囲を限定することができる。一方、この「願文集」に結集された願文の一つに「北野廟供養仏經願文」がある。作者は前掲の詩作者の一人である橘孝親。この願文は孝親が「法華經」ほかの經典を書写して北野廟に供養するに際して作られたもので、永承五年五月十八日の日付がある。「法華經」講説とこれに付随した作文は、この仏經供養に伴って行われたものであったと考えられる。

先に、北野廟作文の蓋端として述べた寛和二年の慶滋保胤の願文の記述によれば、保胤は当初作文会を企図したもの、挙行に至らないまま、自らが出家したことにより、作文会に代わって「香花の筵」、「法華經」講説の法筵を開いたのであった。それは北野における法華講筵の嚆矢をなしたのであったが、ここに至って、保胤にあつては二者択一とされた法華講筵と作文が結びついた場が成立したのである。後述するように、以後この例は多いが、永承五年五月のこの作文がその最初をなす。

この永承五年の北野作文において、菅原定義は次のように詠じている。

去年冬景飛言葉 去年の冬景言葉を飛ばし

今歳夏天聴法華 今歳の夏天法華を聴く

応に……

誠各供廟門霞 誠各供す廟門の霞

第一句に注目したい。第二句はこの時の法華講筵のことをいうのであるから、それと対をなす第一句も北野のことには違いない。

「言葉を飛ばす」とは賦詩のことと考えてよいであろう。

菅原定義の詩の措辞から、永承四年の冬、北野で作文が行われて、定義も参会し、詩を賦したことが知られる。ただし、他にこれに関わる資料を見出しえないが、指摘して後考に備えたい。

「本朝統文粹」巻八に藤原明衡の「九日陪聖廟聴講法華經詩序」がある。「聖廟」の語ですでに北野であることは明らかであるが、この序を収めるもう一つの集である「三十五文集」では「陪北野聖廟」とそのことを明記する。その序に次の記述がある。

今、季秋重陽の節に当たり、新たに一乗八講の筵を開く。緇徒を囑して以て慈雲を誦り、墨客を招きて徳水を傾す。四果三英の輩、龍輦を拭ひて雄飛し、江左洛陽の才、鳳筆を揮ひて燕集す。今日の佳会、盛んなるかな、大いなるかな。

北野廟で行われた法華八講での作文である。その年時であるが、詩序の文中に手がかりを求めると、

是を以て、大長秋源納言、華堂を其の処に立て、鎮に大法の鼓を撃げ、桑門を其の中に安んじ、常に三昧の螺を吹かしむ。

の一文がある。明衡の生涯をたどって「大長秋源納言」に当たる人物を尋ねると、源隆国がある。彼は永承六年（一〇五二）二月から康平四年（一〇六一）二月まで権中納言皇后宮大夫の官に在った。

すなわち、明衡が列なり、詩序を草した聖廟法華八講作文会は、先述の永承五年時のそれにやや後れて行われたものと考えられる。あるいはこの作文会での作ではないかと考えられる佚句が残る。

「擲金抄」巻下、絶句部、神霊の項に、

同（講法華經） 天曆五年九月 実範

延齡何必重陽菊 不老豈如妙法華

時棟

七十余年疲苦学 唯憑仏力与神恩

北野での作であることの記載はないが、後述するように、この「神霊」の項に引かれた詩句のほとんどが北野での作であること、また時棟の詩に「苦学に疲れた」なかで「神恩に憑る」と詠じているのは、文道の祖と尊崇された道真を祀る北野廟での詠詩としてこそふさわしい措辞であることから、この詩が北野での作であることは間違いない。

とすると、詩題から、「法華経」講説の場での作であることが、また実範の詩から、九月九日の作であることが知られ、明衡が詩序を草した作文の場と一致する。また詩題に付された注記に天喜五年（一〇五七）九月の作であることが記されているが、天喜五年は先に明らかにした北野作文の永承六年（一〇五一）から康平四年（一〇六一）までという範囲に含まれる。

別時の作とみてもよいわけであるが、同時の作と考えるのに矛盾する点の一つもない。もし同時の作とすれば、天喜五年九月九日、北野聖廟に源隆国が法華八講の法筵を主宰し、付随して行われた作文会で、明衡が詩序を作り、会した「江左洛陽の才」に藤原実範、大江時棟⁶が含まれていたということになる。

ついで、承保三年（一〇七六）九月十二日にある。「水左記」のその日の条に、

此日、諸儒等於北野古廟有作文云々。題云、宮殿甚嚴飾、序者右衛門權佐敦宗云々。
の記事がある。

詩題の一致から、この時の作であることが知られる佚句が「擲金抄」に残る。巻中、經句題所引の次の句である。

宮殿其嚴飾 通国

瓦葺瑠璃燈慧日 珠裝瓔珞動微風

「擲金抄」の「經句題」の部には、文字通り、經典のなかの一句を句題として詠作された詩を集録する。「宮殿甚嚴飾」も經典に典故をもつ語句であることになるが、典故を尋ねると、これは「法華経」「化城喻品」の一句である。このことによって、「水左記」にはそのことの記述がないが、この作文も「法華経」講説に付随してのものであったことになる。なお、序者となった敦宗は藤原氏、通国は大江氏。

ついでは大治三年（一二二八）三月二十九日に行われている。

「中右記目錄」のその日の条に、

今夕北野作文。題云、花芳明徳中

とある。この作文での詠作が「擲金抄」に残る。巻中、神仙部、神徳の項に引かれる

花香明徳中 実行

黍稷添薫苔瑞露 蘋蘩引氣柏城風

がそれである。実行については次条で述べる。

「中右記」長承二年（一一三三）三月三十日条に次の記事がある。

今夕、按察大納言於北野聖廟行作文云々。人々濟々參進之由風聞。後聞延引云々。

按察大納言の主宰する北野聖廟作文が行われている。ただし延引されたといひ、実際に行われたのがいつであったのかは明らかでない。

この時の作文を主宰した按察大納言は藤原実行である。すなわち前述の大治三年三月の作文の佚句の作者実行である。実行は儒家ではなく、公季流、公実の子で、のちには従一位、太政大臣に至る。

大治三年の作文の折には正三位權中納言右衛門督檢非違使別当の地位にあった。その時も作文会の主宰者であったのであろう。二度に亘つて北野廟に作文を主宰しているわけであるが、実行と北野との間に何か特別の關係があつたのか、明らかでない。

同じ年、長承二年の四月二十八日、大がかりな作文会が北野で行われた。『中右記』『長秋記』に記事がある。

今日北野有作文^一。是陰陽頭家榮朝臣往年夢想云々。序者大納言師頼卿、依三件夢想^二也。題云、野催唯青草^三。時登朝臣題也。上達部左大弁実光、右大弁師俊、君達行宗、公章、宗成、公能朝臣等。師能、師教、儒者皆參。先拝靈。講師永範、読師左大弁実光。深更事了、人々退出云々。(中右記)

北野有作文^一。題野徑唯青草。參公卿、源大納言、依陰陽頭家榮朝臣夢^二、被^レ作序。左大弁、右大弁、式部大輔敦光以下文人廿一人。題當時登朝臣。(長秋記)

兩者併せて整理すると次のようになる。

この日の作文は陰陽頭實茂家榮の得た夢想に基づいて行われた。句題は「野徑唯青草」(『中右記』の「催」は誤写、韻字は「心」)。菅原時登が撰定した。詩序は、これも家榮の夢想により、權大納言源師頼が書いた。参会の文人として、藤原実光(読師)、源師俊、源行宗、藤原公章、藤原宗成、藤原公能、源師能、源師教、藤原敦光、藤原永範(講師)の名が知られる。これら参会者では、具平親王の血を承ける村上源氏の存在が目立つ。序者師頼と師俊は兄弟で

俊房の子、師能、師教は師頼の子である。おそらくこの作文は源師頼を中心とするものであつたであらう。ちなみに、『長秋記』の記者師時は師頼の弟である。なお、これら村上源氏が才学に秀でていたことについては「今鏡」「むらかみの源氏」に言及がある。

またその「今鏡」の「ふぢなみの下」には藤原公能のことに關わつて、この日の北野作文のことが次のように述べられている。

徳大寺の大臣(実能)の御子は右大臣公能の大臣と申しき。

……、むねとは詩作り給ふ事を好みて、中将などきこえ給ひし時、北野の、人の夢に、久しくこそ詩など講ずる人なけれどとたまはすとて、野の徑はただ青き草とかいふ詩を博士、学生などあまた詣でて講じけるに、……

この長承二年四月の作文は、陰陽師の夢想に依つて行われたのであつたが、これに次ぐ北野作文も同じように夢告に依るものであつた。

『台記』天養二年(一一四五)三月六日条に、藤原頼長は次のようなことを書きとめてゐる。書き下して引く。

孝能申して云はく、去夜丑刻の夢に、殿の西北の廊に文士集会す。其の中に散位藤敦任、散位菅原清賢、藏人式部丞藤成佐の三人の儒有り。其の外に多しと雖も、其の人を覚えず。孝能、清賢に問ひて云はく、「何事なるか」と。答へて云はく、「北野に御作文有るべし」と。孝能又題を問ふ。清賢答へて曰はく、「件の題は清賢の献する所なり。賢相云々」と。即ち夢覚めて、「賢相」の下の字を覚えず。寝に就いて後、又夢みること先の如し。孝能又題を問ふ。清賢答へて云はく、「賢相奉公節なり」と。孝能又作文の儀を問ふ。清賢申して云はく、「公卿及び儒

聖廟作文である。

三

前節には年時の明らかな場合をあげたが、ここでは年時を特定できないものをあげていこう。作者の生存年代を論述の順序の目安とする。

『擲金抄』下、絶句部、神霊の項に引載される摘句はほとんどが北野での詠作と考えられるが、まず次の詩がある。

歳□□侍北野祠一即事 実綱

一天誰□仰其德 況是魯門儒学人

詩題に北野での詠作であることが明示されている。実綱は藤原氏、長和元年（一〇一二）生、永保二年（一〇八二）没。

同じく神霊の項に、『仁王経』の題で賦された詩がある。

仁王経 孝言

花綻□□吾盍恥 負春猶列廟庭苦

「廟庭」の措辞のあることから、北野での作と考えてよい。孝言は惟宗氏。生年は長和四年（一〇一五）前後のことと考えられる。

没年は不明であるが、その史料上の所見の下限は『中右記』承徳二年（一〇九八）閏正月三日条に、孝言が伊賀守を辞退することを記すものである。

同じく『擲金抄』、神霊の項に、

講法華経 清房

今肇仏教飭神道 向後榮華在一家

がある。この詩句は作者から考えていかなければならない。清房で

者の外、参るべからざるなり」と。孝能又問ひて云はく、「儒に非ざる公卿は参るべきか」と。清賢云はく、「公卿に至りては、儒に非ずと雖も、参るべきなり」と。夢覚む。又寝に就きて先を夢みる^{三度}。去年十二月中旬、覚仁闍梨申して云はく、「夢みるに非ず覚むるに非ず、人の言有るが如し。北野に御作文有るべし」と云々。余これを信ぜず。今又此の夢有り。奇と爲すに足れり。彼の社に参りて後、重ねての告を得たり。作文を企つべきものなり。

頼長のいう通り、「奇と爲すに足る」まことに具体的に詳細な夢語りである。ただし、北野作文が実際に行われたかどうかは不明である。

鎌倉時代に入つて早々のことになるが、文治三年（一一八七）十月の北野作文のことが『古今著聞集』卷四文学に語られている。

権右中弁定長北野の宮寺にて作文の事

文治三年九月七日晩、秀才長官為長、夢に権右中弁定長朝臣、北野宮寺にて臨時の作文をおこなふと見てけり。為長、このよしをかの弁に告げければ、弁おどろきて人々を勧めて、同じき十月六日、作文をとげおこなひけり。題は廟庭歲月長。源中納言通親卿已下参られたりけり。序は大内記長守ぞ書きける。披講のち、新中納言兼光卿、式部大輔光範朝臣、大学頭在茂朝臣、文章博士光輔朝臣等朗詠しけり。むかしの御余執なほおはしますにや。近比もかく文にはふけらせおはします事多く侍けり。

定長は藤原氏。これもまた夢想によつて作文が行われた例である以上、平安中期から鎌倉初期に至る、挙行年時の明らかな北野

直ちに想い致るのは、前節で述べた永承五年五月の北野廟法華講作文会の参会者の一人であつた菅原清房である。作者が菅原氏であることと、詩に「神道」および「一家」の措辞のあることを考え合わせると、この詩も北野での作とみてよいであらう。この詩は「法華經」講説の席での作であり、永承五年の作文と全く同様の場での詠作となる。

ついで、「教家摘句」に次の一聯がある。

北野聖廟講法花経 正四位下行式部権大輔兼大学頭丹波守
德輝暫隱知非実 応似靈山秋^マ日^マ円

北野での作であることは明らかであるが、作者表記の肝心の氏名が諸本いづれも欠けていて、官位表記から作者を求めなければならぬ。「教家摘句」の所収詩文の採録資料としては、「本朝統文粹」が中心をなしていることを顧慮して、平安後期の文人に該当の人物を求めると、藤原敦宗がある。「中右記」天永二年（一一二一）九月十八日条に、

或人來告云、一昨日夜、丹波守敦宗朝臣卒去。年七十。敦宗者故実政大式長男也。後三条院御時藏人并大業。五位間、經少弁延尉佐、為^二當時師讀^一、兼^二式部權大輔大學頭丹波守^一。才智頗勝^二傍輩^一。可^レ謂^二名儒一^一歟。

の記事があり、ここに記された敦宗の官職は先の作者表記に一致する。敦宗は前節で述べた承保三年九月十二日の北野作文にも列坐し、序者を勤めていた。

再び「擲金抄」に戻り、以下はいずれも「擲金抄」所引詩である。
卷下、絶句部、神靈の項に、

仁王経

広俊

法水長伝華洛北 誰言仏教是東流

の句がある。「華洛の北」の措辞から、これは北野での作と考えられる。広俊は中原氏。生没は未詳であるが、「殿曆」康和四年（一一〇二）四月一日条に「六位外記」として見え、「中右記部類紙背漢詩」卷七所収の天永二年（一一二一）十一月の作「冬日同賦對雪唯斟酒詩」の自注に、「広俊預爵の後、九年無官」の記述があり、おおよその年代が知られる。

卷中、經句題に次の二首がある。

如日之照^昔 永範卿

欲同堯帝昔明否 其奈趙衰冬景何
世界三千除暗遍 須弥百億仰光多

守光

衆罪霜消何有病 大慈雲礙似無情
戒珠魯聖智相似 慧鏡趙衰仁不爭

「如日之照」は「法華經」「從地涌出品」中の一句である。この二首も北野社で行われた「法華經」講説の場で詠まれたものである。永範は藤原氏。正三位宮内卿に至る。康和二年（一一〇〇）に生まれ、治承四年（一一八〇）十一月九日に没する（「山槐記」）。守光は藤原氏。元永二年（一一一九）三月の頃、学生（「中右記部類紙背漢詩」卷十）、「宇槐記抄」天養二年（一一四五）四月二十五日条に少内記として見える。

卷中、神仙部、神徳の項に、

月明神徳中^{北野} 敦綱

秋嘗地呀陰雲卷 暮賽天幽行雨晴
がある。敦綱は藤原氏。令明の子で、範明（一〇九六―一一六九）、

敦任（一一一〇—一一八五）の弟、生没は未詳であるが、天養元年（一一四四）十月から建仁二年（一一〇二）二月に及んで史料に所見がある。

敦綱にはもう一首、北野での詠詩がある。巻中、仏法部に、

聴講^レ法華經^一北野

一円珠出巨鼇海 三覺月懸靈鷲山

和 敦綱

唯求仏界因將果 不憶人間利与名

これも北野における法華講經に際しての唱和詩であるが、前句は、作者の表記を欠き、作者不明である。

巻中、經句題に、

供養於仏^{北野} 是範

香火一爐煙屢散 瑞花四種色旁飄^森

の詩がある。句題「供養於仏」は「法華經」「譬喻品」の一句であるから、この詩もまた北野廟での「法華經」の講筵における作と考えられるが、作者は範は詩文集の類、また歴史史料に見出しえない人物であり、世系、生没ともに不明である。「擲金抄」所引の詩句は平安末期から鎌倉初期の文人の作が大半を占めることから、ここに掲げておく。

四

以上、挙例に紙幅を割いて述べてきたように、一条朝期から鎌倉最初期にかけて、北野廟を場として頻りに作文が、それは「法華經」講説に伴ったものである場合が少なくないが、行われてい

た。現存する資料によって知られるものだけでも、年時が明らかなもの十二度、不明のもの九度である。

そうして鎌倉時代に至ると、これを引き承けるようなかたちで和歌が登場してくる。そのことを年表式にして略述すると、次のようになる。⁽¹⁰⁾

正治二年（一一〇〇）八月十三日 藤原定家、北野社参詣。自歌一卷を奉納（明月記）。

元久元年（一一〇四）十一月十一日 北野社歌合。群書類従（卷一九四）所収。

元久二年七月十八日 北野社歌合（後鳥羽院御集・明月記）。

建保四年（一一二六）三月十五日 順德天皇、内裏に北野宮詠進詩歌合を行う（順德院御集）。

建保五年四月二十日 内裏歌合、北野宮奉献（紫禁和歌集）。群書類従（卷一九七）所収。

元仁元年（一一二四）四月 北野宮歌合（増補明題和歌部類）。

嘉祿二年（一一二六）二月十一日 前宰相中将信成、北野に歌合を行う（如願法師集）。

聖廟法楽としては、この鎌倉時代の和歌を以て始まりとするのが一般的見方であるよう⁽¹¹⁾で、それに先立つ漢詩文は、この法楽和歌を生み出す基盤としての、道真を詩文の神とする規定化、そのことを示す資料として専ら用いられている。

そうしたなかで、伊地知鐵男氏がはなはだ簡略ながら、『本朝麗藻』『江吏部集』『本朝文粹』『本朝続文粹』収載の詩文の作者の名をあげて、北野社に作文が行われたことに言及していることは注目されることである。⁽¹²⁾

作文については、わずかにこの伊地知氏の言及があったに過ぎないが、この作文に着目して諸資料⁽¹³⁾に求めてみると、叙上のような多くの北野廟における作文の例を見出すことができる。

にわかには鎌倉期に入つて目立ってくる北野での歌会、あるいは和歌の奉獻も、これに先立つ詩文の制作を承けてのものであったはずである。そうして、さらにその和歌の後に連歌が作られることになる。

文学制作の場としての北野聖廟、その伝統を確立したのは漢詩文であつた。

なお、最初に述べた、詩文制作の場としての寺院ということに関して付言しておきたい。

最近接した川村晃生氏の「新風への道——後拾遺歌人の場をめくつて」と題する発表に次のようなことが述べられている。

『後拾遺集』は八代集の歌風の変遷の転換点に位置するが、その新風発生の基盤を場の問題から考えていくと、その一つとして荒廢感や寂寥感を基調として、そこに詩的風趣を感得するといった詠作態度があるが、その場となつた長楽寺や靈山寺、栖霞寺などは、元來詩人たちの逍遙の場であり、それを歌人たちが和歌詠作の場に転用しようとしたと考えられる。漢詩と和歌は、場の問題として捉えても接近したものとなつていた。

和歌史研究の側からのこのような論述に接すると、詩作の場についての考察が、漢文学研究のみにとどまらず、和歌史研究とも相關連する問題として、やはり必要なことと思われてくるのである。

注

(1) 「一条朝の文学」 文人たちの動靜」(『国文学』34巻10号)。
(2) 拙稿「東大寺藏『顯文集』所収詩断簡について」(『国語と国文学』62巻1号) 参照。

(3) 新訂増補国史大系「本朝文集」(巻四十五)にも採録されている。

(4) 参考となる用例として、『擲金抄』巻中、文学部所引の「秋催詩客興」の題で詠まれた藤原有業の「詞華更発露清色、言葉初飛風冷程」がある。

(5) 宝生院真福寺文庫藏、弘安元年写本。中・下巻存。

(6) 余事ながら、この詩句は從來未詳であつた時機の生年を知ることが出来るのである。天喜五年に「七十余年」とあるから、九八五年頃の生まれとなる。

(7) 「神道」は墓道の意。

(8) 金原理「泥之草再新」管見」(『平安朝漢詩文の研究』)。

(9) 「大日本史料」第三篇之十一、天永二年九月十六日条に指摘する。

(10) 「和歌文学大辞典」付載「和歌史年表」を参看した。

(11) 林屋辰三郎「天神信仰の通歴」(『新修日本絵巻物全集』一〇)、村山修一「天神信仰研究史の回顧と展望」(『民衆宗教史叢書』天神信仰)。

(12) 「北野信仰と連歌」(『書院部紀要』5号)。ただし、この論文は、その題目に明らかなように、「北野信仰」という視点に立つことから、安楽寺、吉祥院での作文も併せて列挙している。また列挙された八名の文人のうち、紀齊名と橘孝親はあげられた資料には見えない。何らかの誤解であろう。なお、本稿は、(場としての北野)を見ようとするものであるから、安楽寺、吉祥院、あるいは「天満天神祠」(本朝無題詩卷十)はいまは取り上げない。

(13) ここに「擲金抄」に逸句が少なからず含まれている。柳井滋氏は、この書に多く残る経句題の詩を資料として、従来の、十一世紀以後は経句題は和歌の世界で専ら行われ、漢詩の世界ではほとんど行われなかったという理解の誤りを正したが(『経句題の詩について』「共立女子短期大学紀要」8)、北野作文についても、『擲金抄』は貴重な資料となった。

(14) 和歌文学会例会(平成二年五月十九日、慶応大学)発表要旨(『和歌文学研究』61号)。
—— 本学教授 ——